

再確認。医療費控除

2023年2月16日（木）から3月15日（水）まで所得税の確定申告書の提出期間となっています。コロナに罹患し保険金が給付され医療費の自己負担が少ないから医療費控除の適用はできないと勘違いされていませんか？

医療費控除の内容とマイナポータルの利用についてご確認ください。

【医療費控除】

自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために、その年に支払った医療費があるときは、次の算式で計算した金額が医療費控除として所得金額から控除できます。

【算式】

$$\text{支払った医療費} - \text{保険金等で補填される金額} - 10 \text{万円} = \text{医療費控除額（最高 200 万円）}$$

医療費控除の対象となるもの	医療費控除の対象とならないもの
医師等による診療又は治療	美容整形等の医療費
治療等に必要医薬品の購入 差額ベット費用（治療上必要） 通院費用	人間ドックなどの健康診断 予防、健康増進に関する医薬品の購入 差額ベット費用（自己都合）

保険金等で補填される金額

保険金等で補填される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度とし差引きます。他の医療費からは差引きませんのでご注意ください。

(例) 新型コロナに罹患し入院した。治療費の自己負担はなかったが民間の保険会社から一時金 30 万円が給付された。

年末に骨折をして入院費用として 35 万円を支払い民間の保険会社から入院給付金 7 万円が給付された。

	①保険金額	②医療費	差引き①-②
コロナ治療	30 万円	0 円	30 万円
骨折治療	7 円	35 万円	△28 万円
合計	37 万円	35 万円	2 万円

上記の場合、医療費控除の対象となる金額は **28万円**となります。収支が2万円プラスで医療費の自己負担がゼロと考え医療費控除の適用漏れにご注意ください。

(必要な書類)

医療費控除の適用にあたっては、支払った医療費の領収書が必要になります。日々の領収書を保存していないときには、協会けんぽ等から交付される「医療費のお知らせ」を利用することも可能です。ただし、医療費のお知らせには自費診療の医療費や10月以降の医療費は記載されていないので、ご注意ください。

マイナポータルの利用

マイナンバーカードを取得しスマートフォンやPCからマイナポータルを利用すること前提となりますが、マイナポータルから医療費のデータを取得しe-Taxの医療費控除のデータとして利用することができます。また、生計を一にする親族の医療費についても事前にマイナポータルにおいて委任者の登録(委任者のマイナンバーカードが必要)をすれば、データを取得することができます。

医療費の他にも、連携すれば以下のデータが取得でき確定申告に利用することができます。

- ・ 社会保険料 (国民年金保険料控除証明書)
- ・ ふるさと納税 (受領者、寄附金控除に関する証明書)
- ・ 住宅ローン控除 (住宅借入金等控除証明書 年末残高等証明書)
- ・ 生命・地震保険料控除 (生命・地震保険料控除証明書)
- ・ 公的年金等 (公的年金等の源泉徴収票)
- ・ 株式の特定口座 (特定口座年間取引報告書)